

やまなし障害児・障害者プラン2018 素案（概要）

プランの基本的な事項

1. プラン策定の趣旨

県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針

2. プランの位置付け

次の3本の計画を統合して策定

- ①山梨県障害者計画（障害者基本法）
- ②第5期山梨県障害福祉計画（障害者総合支援法）
- ③第1期山梨県障害児福祉計画（児童福祉法）

3. プランの期間

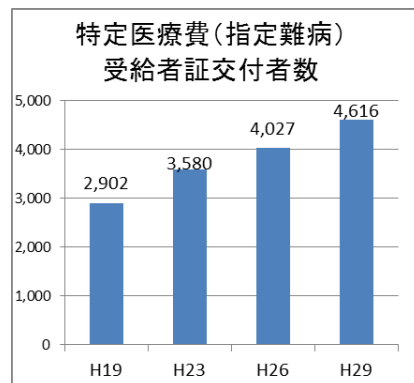
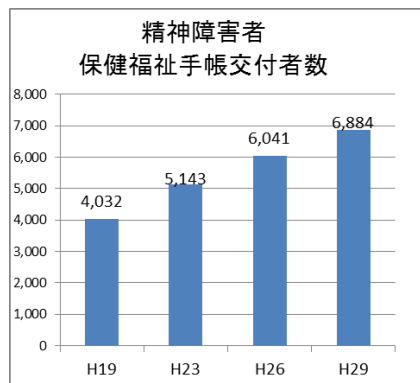
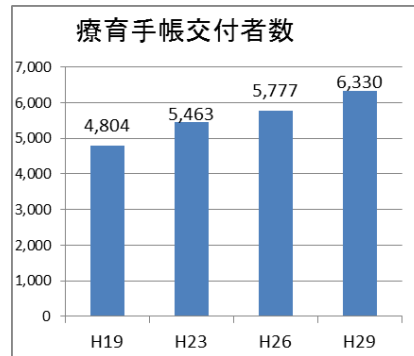
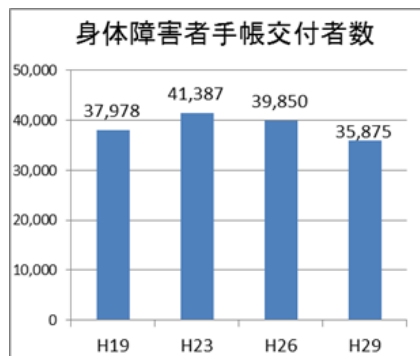
2018（平成30）～2020（平成32）年度（3年間）

4. 障害保健福祉圏域

4圏域

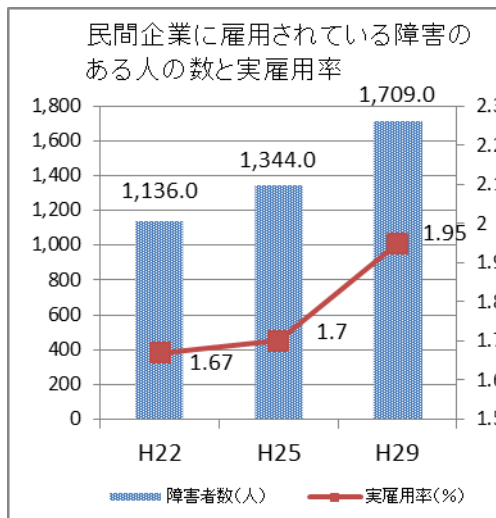
中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域

山梨県における障害のある人の現状



年齢階層別の身体障害者手帳交付者数

年度	0歳以上 18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上
H19	581	10,961	26,436
H29	577	8,389	26,909
増加率	▲0.7%	▲23.5%	1.8%



障害のある人を取り巻く環境の変化

○国の動向

- ・障害者権利条約の批准（H26.1月）
- ・障害者差別解消法 施行（H28.4月）
- ・改正・障害者雇用促進法 施行（H28.4月）
- ・成年後見制度利用促進法 施行（H28.5月）
- ・改正・障害者総合支援法及び児童福祉法 公布（H28.6月）
- ・改正・発達障害者支援法 施行（H28.8月）
- ・改正・障害者総合支援法及び児童福祉法 本格施行（H30.4月）

○本県の取組

- ・関係法令が整備されたことを受け、障害者幸住条例を改正（H27.12月）
- ・改正・同条例 施行（H28.4月）

山梨県障害者計画

計画の基本的な考え方

基本理念 共生社会の実現

県民誰もが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

プランを貫く基本的視点

- ◆ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ◆ あらゆる場面における利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上
- ◆ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ◆ 障害特性などに配慮したきめ細かい支援
- ◆ 障害のある女性・子ども・高齢者が抱える複合的困難に配慮した、きめ細かい支援
- ◆ PDCAサイクルなどを通じた実効性のある取組の推進

分野別施策の展開

施策の柱1 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる

基本的施策	具体的施策	主な取組（新規、または拡充したものを中心に例示）	主な数値目標
①相互理解の促進	a 啓発・広報活動の推進	・共生社会に対する理解の促進 ・発達障害について正しい知識の浸透を図る	・県政モニターアンケートの共生社会に対する認知度（H32年度 100%）
	b 福祉教育などの推進	・小中学校での福祉教育の推進 ・保育所、幼稚園等と障害児施設との交流活動を促進 ほか	・障害福祉に関する福祉教育を実施した小中学校の割合（H32年度 100%）
②民間との協働体制の整備・市町村との連携	a NPO、ボランティアなどの活動の推進	・在宅の心身障害児のいる家庭などにホームサーバーを派遣 ・地域におけるボランティア活動などの地域福祉を推進 ほか	・ホームサーバー登録者数（H32年度 50人）
	b 障害のある人の活動の支援	・障害のある人をパソコンボランティアとして養成 ・障害のある人の県や市町村の審議会などへの参画を促進 ほか	・パソコンボランティア登録者数（H32年度 114人）
③差別の解消及び権利擁護の推進	a 障害を理由とする差別の解消の推進	・県政出張講座などを実施し、差別の禁止や権利擁護の普及啓発 ・障害者差別地域相談員を各地域に設置 ほか	・障害者差別地域相談員や障害者差別解消推進員等に寄せられた相談件数（年間 65件）
	b 権利擁護の推進	・虐待防止のため、事業所や市町村を対象とした研修を実施 ・市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の促進 ほか	・障害者虐待防止・権利擁護研修の参加者数（年間 180人）
④ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上	a 公共的施設のユニバーサルデザインの推進	・県の建築物は設計段階などに障害のある人の意見を取り入れる	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で「特別特定建築物」に該当する施設建設において、設計段階などで、障害のある人の意見を取り入れた物件の割合（H32年度 100%）

	b 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	・県 HP の福祉マップの掲載情報を充実 ・中小企業の障害のある人に配慮した施設整備経費を融資 ほか	・「福祉マップやまなし」登録施設数 (H32 年度 1,578 施設)
	c 公共交通機関や歩行空間などのバリアフリー化の推進	・路線バス事業者が行うノンステップバスの導入に対して助成 ・タクシー会社のリフト付き車両の導入に対して助成 ほか	・ノンステップバス（低床型バス）の導入数 (H32 年度 129 台)
	d 住宅の確保	・地域移行を進めるため、グループホームの体験利用の促進 ・県居住支援協議会が借主と貸主の双方に住宅情報の提供 ほか	・グループホームの体験利用者数（年間 90 人）
	e 行政情報のバリアフリー化	・県ホームページのウェブアクセシビリティの確保と向上 ・県広報テレビ番組において手話を挿入 ほか	・ホームページ作成研修会の開催回数（年間 10 回）
	f 行政サービスなどにおける配慮及び障害者理解の促進	・行政職員、警察職員等に対し障害の特性などの研修を実施	・職員対応要領に基づく「心のバリアフリー推進責任者」研修会の受講者数（年間 130 人）
	g 選挙などにおける配慮の推進	・投票所のバリアフリー環境の向上を図る ・点字による候補者名簿を各投票所に備え付ける ほか	・市町村担当者向け説明会の開催回数（年間 1 回）
⑤安全・安心の確保	a 防災対策の推進	・地域防災リーダーなどを養成 ・県社協が行う避難行動要支援者等を対象とした訓練に助成ほか	・地域防災リーダー修了者数 (H32 年度 6,919 人)
	b 防犯対策の推進	・障害者支援施設等の防犯設備の整備を進める ・ファックス 110 番やメール 110 番の普及を図る ほか	・施設管理者等を対象とした説明会の実施回数 (年間 2 回)
	c 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	・関係機関、団体等と連携した地域における見守り体制の強化	・消費者被害防止に取り組む高齢者・障害者等の見守りネットワークが整備された市町村の率 (H32 年度 100%)

施策の柱 2 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす

基本的施策	具体的施策	主な取組（新規、または拡充したものを中心に例示）	主な数値目標
①自己選択・自己決定の支援	a 相談支援体制の構築	・地域生活支援拠点等を各市町村、または、各圏域に整備 ・市町村が実施する面接手法向上のための研修を支援 ほか	・障害支援区分認定調査員研修の実施回数 (年間 1 回)
	b 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を市町村に促す ・措置入院者の退院後支援の仕組みを整備 ほか	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための障害保健福祉圏域における協議体設置数 (H32 年度 5 協議体)
②障害福祉サービスの充実・質の向上	a 在宅サービスなどの充実	・短期入所サービスの確保 ・障害者支援施設など一人暮らしに移行する際の支援を促進 ほか	・短期入所事業所のベッド数 (H32 年度 248 床)
	b 障害児のための支援サービスの充実	・医療的ケア児支援について関係機関が協議する場の設置を促進 ・障害児通所事業所の整備を促進 ほか	・障害児通所事業所（児童発達、放課後等デイサービス）の整備数 (H32 年度 112 事業所)
	c サービスの質の向上など	・障害福祉サービス事業者の情報公開を進める ・事業者に対する苦情解決体制の周知を図る ほか	・ホームページ等における障害福祉サービス等事業者の情報更新回数 (年間 2 回)
	d 人材の育成・確保	・社会福祉士、介護福祉士等の確保と資質の向上に努める ・福祉人材センターの充実に努める ほか	・福祉人材センター斡旋による社会福祉施設などへの就職者数 (年間 115 人)
③保健・医療の充実	a 発達障害を含む障害の早期発見・早期支援・早期治療	・専門機関などと連携し、親子をサポートしていく体制づくり ・医療給付を行い、小児の健全育成と家族の負担を軽減 ほか	・療育関係職員資質向上のための研修会実施回数 (年間 10 回)
	b 保健・医療の充実など	・あけぼの医療福祉センターのリハビリテーション等を充実 ・市町村の介護予防などの支援に PT・OT・ST バンクの活用促進 ほか	・介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修 (第 3 号・特定の者) 修了者数 (年間 75 人)
	c 医療的ケアを要する障害児（者）の支援	・医療的ケア児を支援する保健、医療、保育などの連携を推進 ・医療的ケア児のニーズを的確に把握し、当プランに反映 ほか	・医療的ケア児支援のための県及び市町村もしくは障害保健福祉圏域における協議の場の設置数 (H32 年度 5 か所)
	d 子どもの心のケアの推進	・子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）を新たに整備 ・こころの発達総合支援センターと地域医療との連携強化 ほか	・こころの発達総合支援センターと連携し、発達障害の診療・症例検討に携わる地域小児科医師の数 (H32 年度 25 人)
	e 精神保健・医療の提供など	・重篤な精神・身体合併症患者に対する治療の仕組みの構築 ・うつ病に関する知識の普及啓発や早期発見を推進 ほか	・精神科救急受診相談センターの相談員を対象とした事例検討会の実施回数 (年間 1 回)
	f 難病に関する施策の推進	・長期間の療養が必要な児童に対して、切れ目のない支援 ・難病患者等ホームヘルパーを養成 ほか	・難病患者等ホームヘルパー養成研修受講者数 (年間 30 人)

施策の柱 3 自らの力を高め、いきいきと活動する

基本的施策	具体的施策	主な取組（新規、または拡充したものを中心に例示）	主な数値目標
①教育の充実	a 障害児支援の充実	・全学校で「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」を充実 ・児童生徒に対する組織的、計画的な支援体制の構築 ほか	・県立特別支援学校高等部卒業生の就職率 (H32 年度 35%)
	b インクルーシブ教育の推進	・就学前の相談、支援の充実 ・障害のない児童生徒、保護者に対する理解の促進 ほか	・「個別的教育支援計画」を作成している小中学校、高等学校の割合 (H32 年度 小・中学校 90% 高等学校 30%)
	c 教育環境の整備	・特別支援学校の機能の充実 ・PT など外部専門家の活用による特別支援学校のセンター的機能強化 ほか	・特別支援学校への外部専門家配置数 (年間 16 人)

②雇用・就労・定着に向けた支援	a 障害者雇用の促進	・山梨労働局などと連携し、障害のある人の雇用拡大に努める ・障害者支援施設などが製作する物品と役務の調達に努める ほか	・民間企業における法定雇用率 (H32年度 2.3%)
	b 総合的な就労支援	・県版障害者ジョブコーチの活用強化を図る ・福祉的就労の場の確保 ほか	・県版障害者ジョブコーチの派遣回数 (年間160回)
	c 障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保	・障害のある人の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施 ・適応能力の向上につながる実習先の確保 ほか	・職業訓練終了3ヵ月後の就職率 (H32年度 60%)
	d 農福連携など新たな就業の場の創出	・農業分野における障害のある人の就労支援 (農福連携) を推進 ・農業現場における環境整備、就農支援を図る ほか	・農業に参入する障害者就労支援施設数 (H32年度 20施設)
③文化芸術活動・スポーツを含む社会参加への支援	a 情報提供の充実など	・点字図書館の点字図書及び録音図書を充実 ・手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの充実を図る ほか	・点字図書館において新たに作成した点字図書数 (年間700冊)
	b 意思疎通支援の充実	・手話が使いやすい環境整備、手話の理解促進・普及活動を推進 ・不要となったパソコンをリユースの推進 ほか	・リユースパソコン台数 (年間30台)
	c 外出や移動などの支援の充実	・補助犬を貸与し、就労等社会活動への参加を促進 ・やまなし思いやりパーキング事業を拡大 ほか	・身体障害者補助犬の育成貸与頭数 (年間2頭)
	d 文化芸術活動、スポーツなどの振興	・県民が集まるイベント等を活用して障害者スポーツの普及・啓発を図る ・創作活動を行い発表する展覧会や教育普及事業などを実施 ほか	・障害者スポーツ指導員養成研修会修了者数 (H32年度 385人)

第5期山梨県障害福祉計画及び第1期山梨県障害児福祉計画

1. 2020年度における地域生活移行等に関する成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

年度末時点入所者数		削減見込 【目標値】	地域生活移行者数 【目標値】
H28年度	H32年度		
1,139人	1,088人	▲51人 (▲4.5%)	122人 (10.7%)

(2) 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行

基準日 6月30日	H26年度	H32年度 【目標値】	備考
一年以上入院患者数	1,252	1,023人	▲229人 (▲18.3%)

(3) 障害者の地域生活を支援する拠点の整備

- ・地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも1ヵ所整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労移行者		就労移行支援事業所の利用者	
H28年度	H32年度 【目標値】	H28年度	H32年度 【目標値】
66人	126人(1.9倍)	217人	291人(34.1%増)

(5) 障害児支援の提供体制の整備

- ・児童発達支援センター等を各市町村または各圏域に1ヵ所整備
- ・重症心身障害児の児童発達支援事業所等を各市町村または各圏域に確保
- ・医療的ケア児支援のための協議の場を県、各圏域及び各市町村に設置

2. 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の見込量

サービス等の種類		単位	H28	H30	H31	H32
訪問系	居宅介護	時間	15,274	17,533	18,638	19,772
	重度訪問介護	時間	12,716	14,246	15,710	16,414
	同行援護	時間	1,304	1,623	1,728	1,863
	行動援護	時間	2,097	2,467	2,618	2,774
	重度障害者等包括支援	時間	0	21	21	21
日中活動系	生活介護	人日分	39,534	41,999	42,941	43,956
	自立訓練 (機能訓練)	人日分	235	383	400	429
	自立訓練 (生活訓練)	人日分	2,123	2,769	2,841	2,912
	就労移行支援	人日分	3,520	4,287	4,634	4,880
	就労継続支援 (A型)	人日分	5,028	6,194	6,723	7,327
	就労継続支援 (B型)	人日分	29,227	33,376	34,909	36,524
	就労定着支援	人	—	40	67	80
	療養介護	人	122	126	127	129
	短期入所 (福祉型)	人日分	3,039	3,749	4,006	4,292
	短期入所 (医療型)	人日分	228	294	319	342
居住系	自立生活援助	人	—	22	27	34
	共同生活援助	人	566	646	699	750
	施設入所支援	人	1,139	1,120	1,104	1,088

※「—」は、H30年度からの事業

サービス等の種類		単位	H28	H30	H31	H32
相談支援	計画相談支援	人	958	1,132	1,188	1,253
	地域移行支援	人	11	29	34	41
	地域定着支援	人	27	45	53	66
障害児支援	児童発達支援	人日分	3,082	3,640	3,841	4,129
	医療型児童発達支援	人日分	125	200	222	222
	放課後等デイサービス	人日分	9,035	11,421	12,340	13,308
	保育所等訪問支援	人日分	78	136	151	200
	居宅訪問型児童発達支援	人日分	—	89	100	147
	福祉型障害児入所施設	人日分	45	45	45	45
	医療型障害児入所施設	人日分	36	36	36	36
障害児相談支援	人	228	328	369	410	

※「—」は、H30年度からの事業

3. 県の施策の方向性

- 地域生活支援拠点等の設置促進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 共同生活援助や相談支援、就労移行支援体制の整備促進
- 共生型サービスに関連する支援体制の充実
- 児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の障害児支援体制の整備促進

新（プラン 2018）

旧（プラン 2015）

